

就学支援金の受給手続きについて

高等学校等就学支援金を受け取るための手続きは、4月と7月に行いますが、申請を行わないと就学支援金は支給されませんので手続きを忘れないようにしてください。

提出期間	提出書類
第一回就学支援金申請のとき 4月の入学時（1年生のみ）	○確認書（学校より配布されます） ○高等学校等就学支援金（様式1） ○課税証明書 ○その他（本校より必要な書類等）
第二～四回就学支援金申請のとき 7月の学校が定める期日（全学年）	○確認書（学校より配布されます） ○高等学校等就学支援金受給資格認定申請書収入状況届出書 ○課税証明書 ○その他（本校より必要な書類等）

1 課税証明書は、原則、親権者（例：父母がいる場合、父と母の両方）全員分が必要です。

☆7月の手続きでは平成27年1月～12月分の収入に係る平成28年度証明書（①②のいずれか）を提出してください。

①市町村役場が発行する証明書

②自営業の場合に市町村から送付される「住民税納税通知書」

☆注意事項：氏名と市町村民税所得割額が同じページに記載されていることを確認して下さい。

2 書類等の様式及び記入例

[リーフレット](#) [確認書](#) [高等学校就学支援金](#) [課税証明書の見本](#)

3 税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合にはまず申告をしてください。

【お問い合わせ】

〒904-1115 沖縄県うるま市石川伊波861番地

TEL 098-964-2006 FAX 098-965-4902

沖縄県石川高等学校 事務室 就学支援金担当まで